

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>（変質、損傷等による戻し税の手続）</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」（T-1040）とし、2通（会計検査院に送付する必要がある場合（<u>「財務省の計算証明に関する指定」</u>（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第1項(2)参照）、会計検査院送付用として1通を加える。</p> <p>（以下19-17の(5)のイ、19の2-10、19の3-5の(1)、20-4及び20-11に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。))に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類）を添付して提出させる。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>（変質、損傷等による戻し税の手続）</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」（T-1040）とし、2通（会計検査院に送付する必要がある場合（<u>「財務省の計算証明に関する指定について」</u>（平成29年4月会計検査院長訓令検第402号）第3章第17条第1項(2)参照）、会計検査院送付用として1通を加える。（以下19-17の(5)のイ、19の2-10、19の3-5の(1)、20-4及び20-11に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。))に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類）を添付して提出させる。</p>